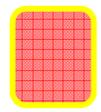
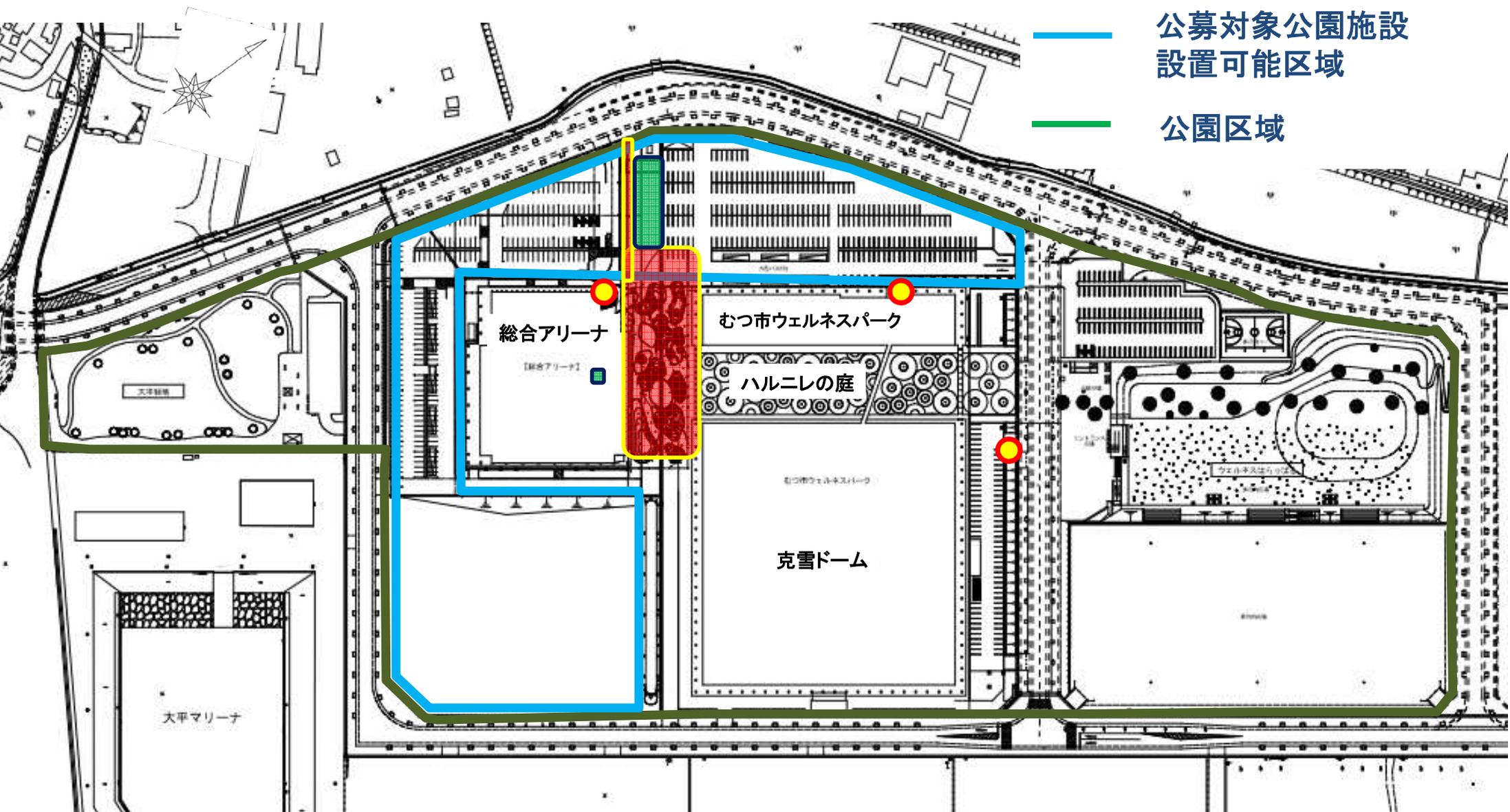


# おおみなと臨海公園 公募設置管理制度 (Park-PFI)

認定公募設置等計画の概要

平成31年3月15日



特定公園施設(広場、通路)



公募対象公園施設

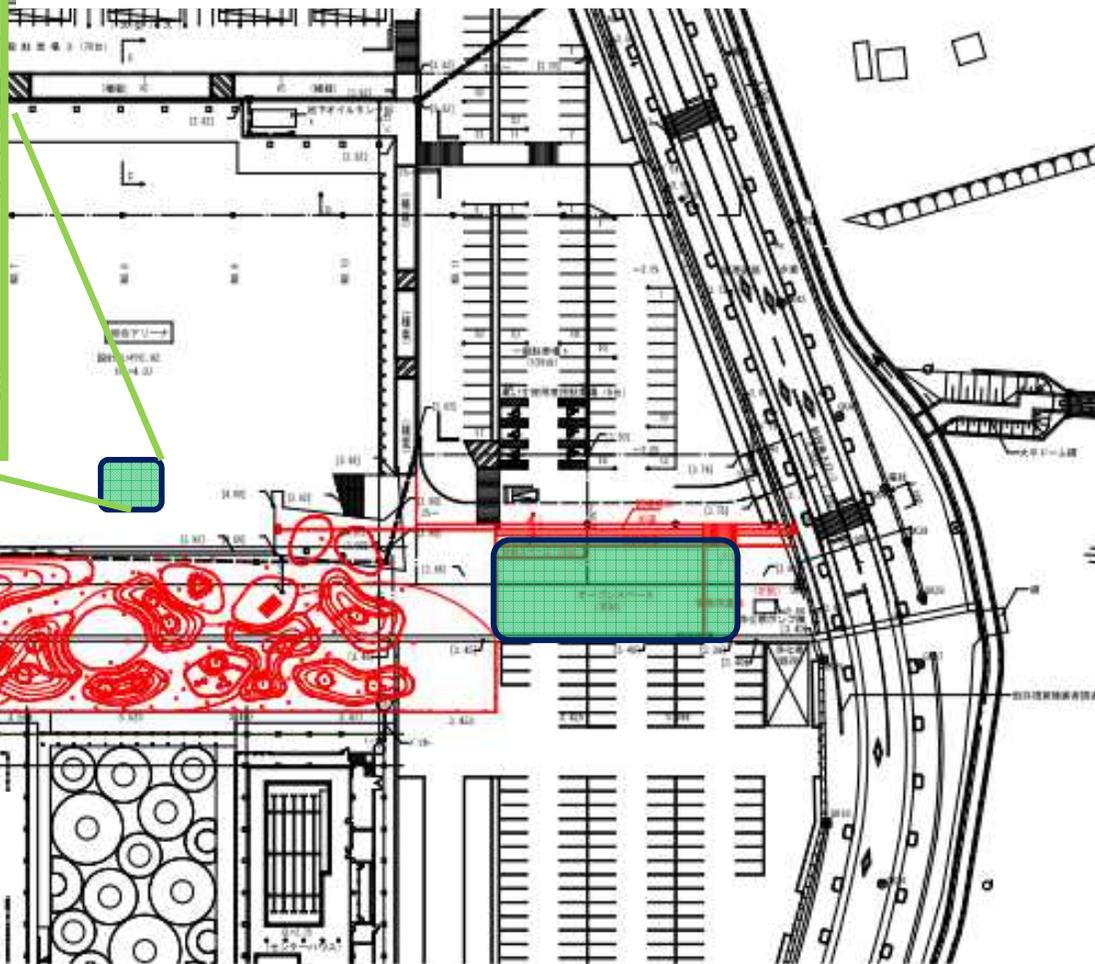
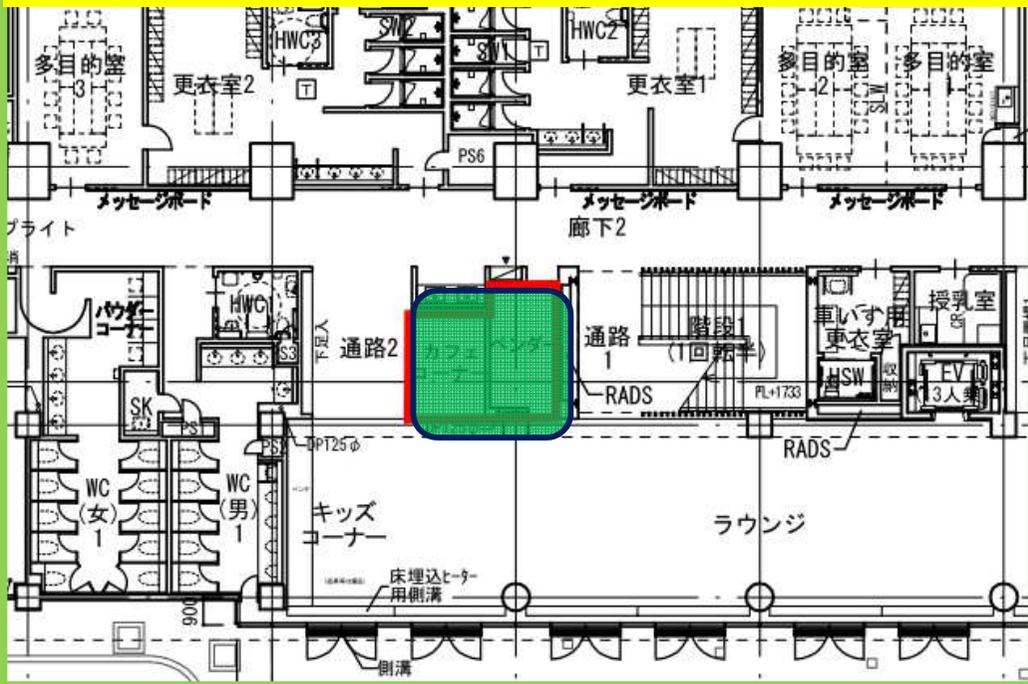


利便増進施設(案内広告)

※提案内容は各種調査及び設計、協議により変更する場合があります。

総合アリーナ内へショップと自動販売機を設置

- 認定公募設置等計画の有効期間は20年間としています。
- 現在、進捗中の総合アリーナ整備工事と調整を図りながら公募対象施設の整備工事を実施します。
- 公募対象施設周辺では清掃業務を行います。



ショップイメージ  
(出典：認定公募設置等計画より)

【公募対象公園施設の内容】

総合アリーナ内へスポーツ用品を扱ったショップと自動販売機を設置します。

総合アリーナ入口付近駐車場スペースへ併設施設を設置



カフェ  
うしとらこーひーてん  
地元テナント 良珈琲店  
(出典：認定公募設置等計画より)

フィットネスジムイメージ  
(出典：認定公募設置等計画より)

集会所イメージ  
(出典：認定公募設置等計画より)



【公募対象公園施設の内容】  
総合アリーナ入口付近駐車場へ24時間対応フィットネスジム、カフェ、集会所の併設施設を設置します。

【特定公園施設の整備計画】

- 公園利用者の交流、憩い、休息の場となるよう、総合アリーナ、ウェルネスパーク、ハルニレの庭をつなぐ場として一体感、回遊性のある空間を提供していきます。
- イベント時の広場活用を想定し、キッチンカーなどが進入できる車路の整備を行います。
- バリアフリー化及び周辺施設との景観に配慮した整備を実施します。

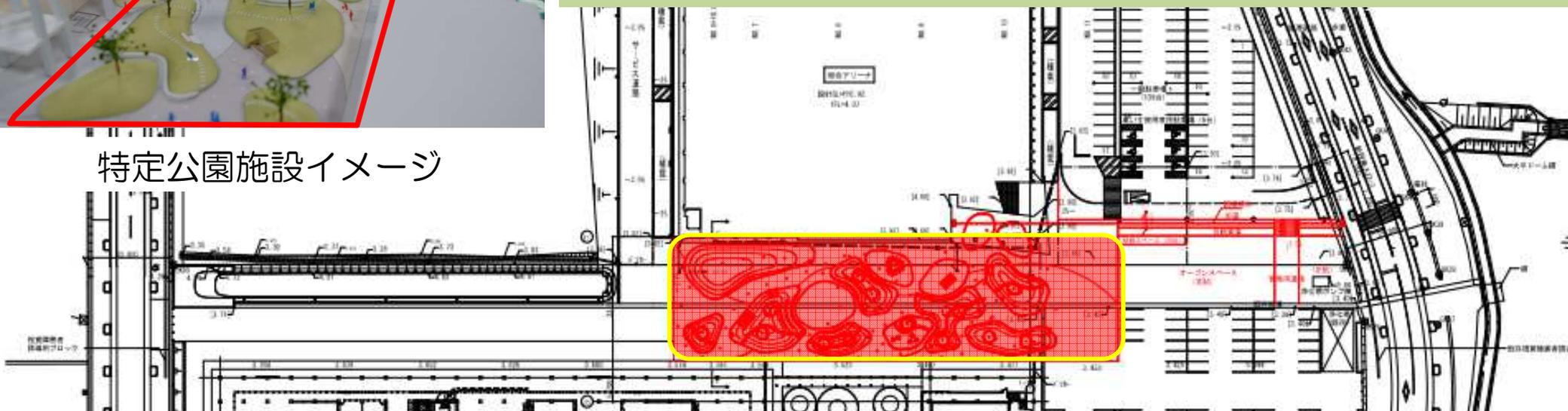


総合アリーナ

【管理運営計画】

- 特定公園施設での日常の清掃業務を行いながら、公園施設の劣化状況について確認します。
- イベントにおいては、周辺施設及び市内の民間事業者と連携し、賑わいある空間形成を図ります。

特定公園施設イメージ



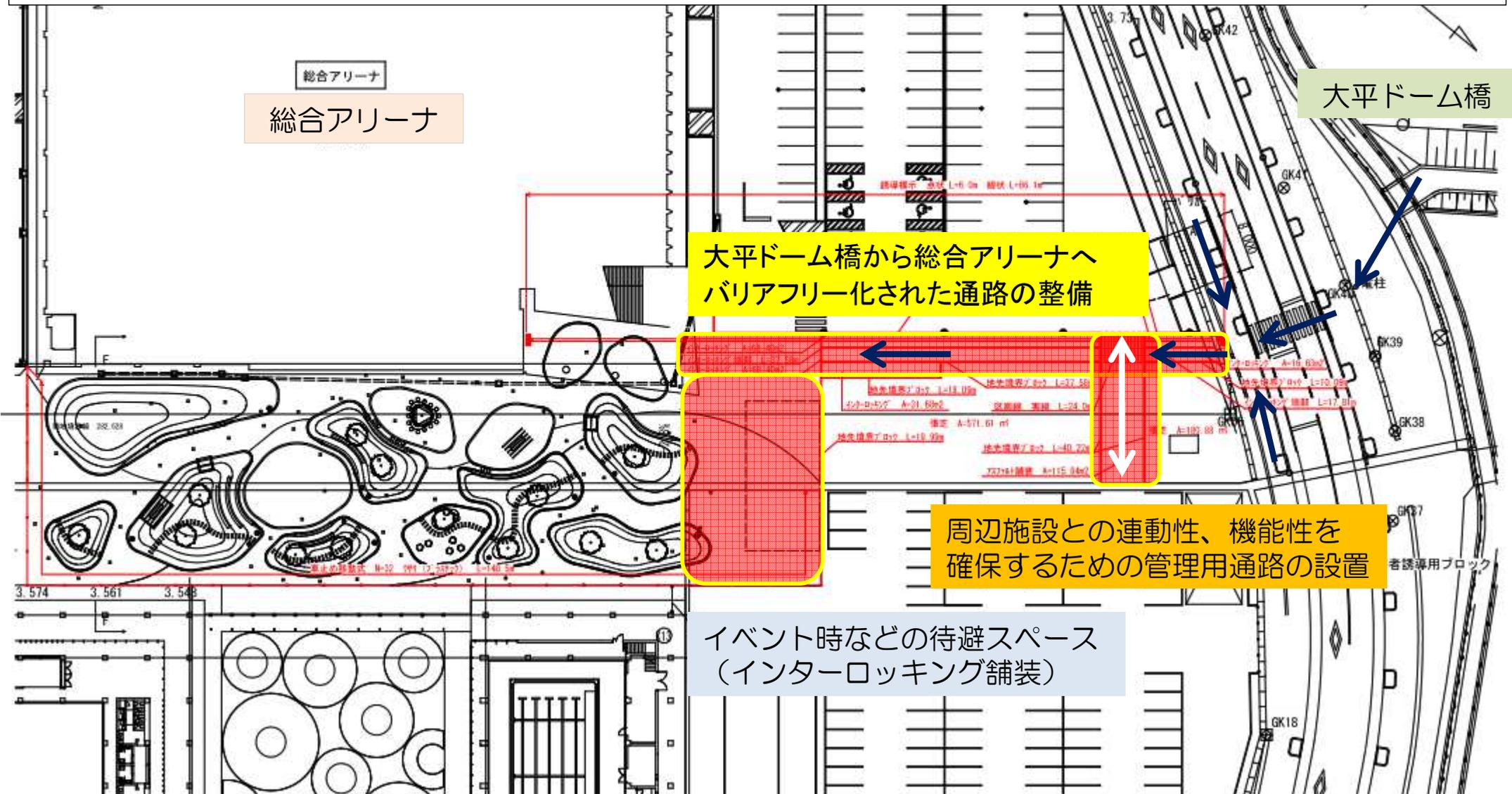
【良好な景観形成にむけて】

- 周辺施設と一体的なエリアとなるように、市と事業者による協議を行いながら景観に配慮した整備を実施していきます。

【通路整備について】

・バリアフリー化による歩行者の安全性を確保し、公園利用者の動線と周辺施設の連動性・機能性に配慮した通路整備を実施します。

※整備エリアについては公募対象公園施設の設置場所により変更することがあります。



No.	項目	実施時期
1	基本整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>条例改正(建ぺい率2%→12%)、公園ごとの目的、P-PFI活用方針の整理</li> </ul>	
2	マーケットサウンディング <ul style="list-style-type: none"> <li>書面またはヒアリング等により、民間事業者のノウハウやアイデアのほか、事業実施条件等に係る意見聴取</li> </ul>	2017.12.1～ 2018.3.16
3	公募設置等指針の公告(都市公園法第5条の2) <ul style="list-style-type: none"> <li>市が作成し公表(公募対象公園施設の種類、場所、使用料の最低額。特定公園施設の建設に関する事項、市負担額に関する事項、評価の基準など)</li> </ul>	2018.12月14日
4	公募設置等計画の提出(都市公園法第5条の3) <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が作成し市に提出(公募対象公園施設の設置・管理の目的、場所、構造、使用料。特定公園施設の建設に関する事項、資金・収支計画など)</li> </ul>	2019.1月17日
5	設置等予定者の選定(都市公園法第5条の4) <ul style="list-style-type: none"> <li>2人以上の学識経験者の意見を聞いて選定(施行規則第3条の5)</li> </ul>	2019.1月31日
6	公募設置等計画の認定(都市公園法第5条の5第1項)、公示(都市公園法第5条の5第2項) <ul style="list-style-type: none"> <li>公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画を認定</li> <li>認定日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所について公示</li> </ul>	2019.3月15日
7	市と民間事業者間で基本協定締結 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域と内容、期間、施設の設置・帰属・管理運営に関する事項、リスク分担等</li> </ul>	2019.3月末
8	特定公園施設に係る建設・譲渡契約締結	2019.3月～7月末 (予定)
9	整備開始	2019.8月～(予定)
10	公募対象公園施設及び特定公園施設の全部完了	2020.3月(予定)
11	法に基づく管理の許可	供用開始前
12	管理運営事業の開始	2020.4月(予定)